

第5回教育委員会会議録

1日 時 平成27年5月19日(火) 開 会：14時30分
閉 会：15時40分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階委員会室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校給食課長 中央図書館長
出席した者 新南陽総合出張所次長代理(小川主査) 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当補佐

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第12号 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について
3	報告第13号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
4	議案第28号 周南市青少年育成センターの設置に関する規則制定について
5	議案第29号 今宿小学校教室棟(No.18)・屋体(No.22)耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について
6	議案第30号 遠石小学校教室棟(No.2)耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について

7 委員会協議会 (1) 6月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

(2) 全国市町村教育委員会連合会表彰の伝達について

(3) 中学校春季体育大会(山口県東部大会)の結果について

委員長 　ただ今から「平成27年第5回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「月谷委員さんと松田委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第12号「周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。
この件について、人権教育課から説明をお願いします。

人権教育課長 報告第12号 「周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定によるものでございます。

人権教育推進協議会は、人権教育を総合的かつ効果的に推進するために、設置されたものでございます。このたび、周南市公立幼稚園長会、山口県高等学校長協会徳山支部長、山口地方法務局周南支局長の交代がありましたので、2ページのとおり委員の解嘱及び委嘱をするものでございます。

なお、委嘱期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日となります。以上、ご報告申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第12号を承認します。
続いて、日程第3、報告第13号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。
この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長 報告第13号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」の報告をいたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

それでは議案書の3ページをお願いします。学校給食センター運営審議会は、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関して審議を行なうものでございます。平成27年3月末の任期満了に伴い、19名の方に委嘱を行うものでございます。委員の一覧表を4ページにお示ししておりますのでご参照ください。委嘱期間は、27年4月1日から29年3月31日までとしております。以上、報告申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第13号を承認します。
続いて、日程第4、議案第28号「周南市青少年育成センターの設置に関する規則制定について」を議題とします。
この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第28号「周南市青少年育成センターの設置に関する規則制定について」ご説明申し上げます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

5ページから7ページをご参照ください。

本議案につきましては、市の組織改正に伴い事務分担の見直しを図ったことにより、市長部局の「子ども家庭課」、現在の「子育て支援課」が所管しておりました、「周南市青少年育成センター」の業務を生涯学習課が所管することになったことにより、必要な事項について教育委員会規則で新たに制定しようとするものでございます。

規則の内容でございます。6ページから7ページでございます。第1条は、センターの設置目的を規定しております。

次に、第2条は、センターの名称及び位置を規定しておりますが、名称は、引続き、「周南市青少年育成センター」としており、位置は生涯学習課内に設置することとしております。

第3条は、業務内容の規定ですが、主には、青少年の街頭補導の他、相談等に関することを主な業務としているところでございます。

第4条は、所長その他の職員の規定でございますが、所長は生涯学習課長が兼務し、職員については生涯学習課の職員並びに総合支所の職員が兼務することとしております。そして、第5条並びに第6条は青少年指導員に関することを規定しております。

最後に附則についてでございますが、本規則は、平成27年4月1日から適用することとしております。

なお、この規則制定につきましては、本来、3月に上程するところですが、市長部局との調整に大変手間どり、この時期となりましたことを深くお詫び申し上げます。

以上で、周南市青少年育成センターに関する規則についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。

委員長 何か質問がございますか。

月谷委員 附則の部分の日付ですが、今日審議があつて今日の日付になるのではないのですね。

生涯学習課長 本来なら、3月にご審議いただくべきところでございますが、当初、市の規則を廃止して教育委員会規則を制定することの認識がない中で、4月1日から継続して業務を進めておりますので、公布は今日以降ですが、遡って適用ということをお願いいたします。

松田委員 第7条ですが、庶務は青少年健全育成担当課となっておりますが、生涯学習課とそのまま明記はされてないのは、何かありますか。

生涯学習課長 別段ここについては、意図するものはございませんが、今は予定がございませんが、今後所管課が替わることなどを想定させていただいてこのようにさせていただきました。

委員長 よろしいでしょうか。第5条の指導員は、どのくらいの人数を委嘱される予定でいますか。

生涯学習課長 36名を予定しております。本来なら4月1日付で委嘱をしておかなければならないのですが、現在、一部の委嘱の作業をしておりますして今回は委嘱についての議案の上程には至りませんでした。

委員長 教育委員さんもなっておられる、警察の所管の少年相談員と、青少年指導員がだぶることは、問題はないのですか。

生涯学習課長 問題はございません。

委員長 もしかしたら、そういう方もいらっしゃるかもしれませんね。

他にありませんか。

それでは、議案第28号を決定します。

続いて、日程第5、議案第29号「今宿小学校教室棟（NO. 18）・屋体（NO. 22）耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について」ですが、ここでお諮りいたします。次の、日程第6、議案第30号「遠石小学校教室棟（NO. 2）耐震改修主体工事請負契約

の変更契約の策定について」は、いずれも工事請負契約の変更契約の策定に関する議案ですので、一括して提案を受けたいと思いますが、如何でしょうか。

それでは、この2件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案第29号及び第30号の2件につきましては、いずれも、今宿小学校と遠石小学校における耐震改修主体工事の請負契約の変更契約に関する議案であり、また変更内容も設計労務単価の引き上げによるものでございますので、一括してご説明させていただきます。まず、議案書の8ページ、議案第29号「今宿小学校教室棟（NO. 18）・屋体（NO. 22）耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号により、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることは、教育委員会の権限として規定されておりますことから、お諮りし、本件の変更契約に係る議案の作成について、市長に意見を申し出るものでございます。

なお、本件の当初契約につきましては、本年2月の教育委員会で、工事請負契約の策定としてご決定をいただいているところでございます。変更内容についてでございますが、議案書の10ページをお願いいたします。

今回の変更につきましては、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、設計労務単価について約4%引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして平成27年2月1日から適用することとなったことによるものでございまして、この措置により、本契約におきましては当初契約額1億5,336万円から73万9,800円を増額し、1億5,409万9,800円に変更するものでございます。その他、工事内容や工期等の変更はございません。

続きまして、議案書11ページ、議案第30号「遠石小学校教室棟（NO. 2）耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号の議案第29号と同様でございます。また、本件の当初契約につきましても、前号と同様に本年2月の教育委員会で、工事請負契約の策定としてご決定をいただいているところでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。

本件につきましても、前号と同様に労務単価の改訂に伴い、契約額を変更するものでございまして、当初契約額 1億6,081万2千円から100万2,240円を増額し、1億6,181万4,240円に変更するものでございます。その他、工事内容や工期等の変更はございません。以上でございます。

よろしく、ご審議をいただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第29号及び、議案第30号を一括して決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、平成27年第5回教育委員会を終了します。

署名委員

月谷 慈寛 委員

松田 敬子 委員